エンジニアリング・レポート(ER)作成者倫理要綱

ER 作成者は、不動産の健全な証券化・流動化が経済社会の持続的な発展に寄与することを念頭におき、その使命、社会的地位、及び職責を自覚し、常に中立・公正であることを心がけるとともに、専門技術の研鑽向上に励みつつ、本要綱の実践に努め行動する。

1. (社会的責任)

ER 作成者は、デュー・ディリジェンスにおいて、ER が技術者としての一つの見解(オピニオン)を示すものであることを自覚しつつも、その利用者に大きな影響を与えることに鑑み、その責任を強く意識し職務を完遂する。

2. (専門性の保持)

ER 作成者は、常に専門技術の向上に努め、技術的良心に基づいて行動し、専門外の業務に関与しない。

3. (中立公正の堅持)

ER 作成者は、その業務を行うについて、中立公正を堅持する。その評価結果については、委託者を含めいかなる方面からの言い分や申し立てにも左右されない。また評価対象が、自らが設計あるいは施工等に関与した不動産である場合は、報告書の中で利益相反の有無について明示をしなければならない。

4. (業務の報酬)

ER 作成者は、その業務に対する報酬以外に、利害関係ある第三者から不当な手数料、贈与その他これらに類するものを受け取らない。

5. (明確な契約)

ER 作成者は、業務を受託するにあたり、事前に委託者に対し、自己の立場、業務の範囲等を明確に表明して契約を締結し、当該業務遂行上両者間で紛争が生じないように努める。

6. (秘密の保持)

ER 作成者は、業務上知りえた秘密を他に漏らしたり、又は盗用しない。

7. (公正、自由な競争)

ER 作成者は、公正かつ自由な競争の維持に努めるとともに、他の ER 作成者の名誉を傷つけ、又は業務を妨げるようなことはしない。

8. (広告の制限)

ER 作成者は、自己の専門外の事項を表示したり、誇大な広告はしない。

(2007年4月)